

仕 様 書

件 名	産業廃棄物処分役務	作成年月日	令和3年10月27日
		所 属	大村駐屯地業務隊
		作 成 者	防衛事務官 石川 千佳子



1 清掃場所

長崎県大村市西乾馬場町416 陸上自衛隊大村駐屯地

2 概 要

産業廃棄物（刈草、伐採材、がれき類）の処分

3 一般事項

- 本役務は、本仕様書及び法律その他関係法令等に基づき実施するものとする。
- 本作業は、他の施設に損傷を与えないよう十分注意して実施する。万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において速やかに原状に復旧するものとする。
- 本仕様書等に記載なき事項といえども、処分上当然必要であり、実施すべき事項については、請負者の負担において実施するものとする。
- 本仕様書及び作業に際し、疑義が生じた場合は、担当官と協議の上、実施するものとする。
- 作業を実施する際、異常が認められた場合は、速やかに担当官に報告するとともに、原因を明確にし、指示に従うものとする。
- 作業にあたっては、火災予防・安全管理に十分留意するものとする。
- 実施時期は、事前に担当官と調整するものとする。
- 処分品の受け渡しは、担当官立会いのもと大村駐屯地内で実施するものとする。
- 本作業の写真は、処分対象品、作業中及び担当官の指示する箇所を撮影し、写真帳に整理し提出するものとする。

4 特記事項

- 処分する産業廃棄物の数量については、下表によるものとする。

品名	数量		備考
刈草（状態不良）	195.0	m ³	
伐採材	2.5	m ³	
がれき類	50.0	m ³	
合計	247.5	m ³	

- 処分する産業廃棄物については、請負者の責任において関係法令に基づき搬出・処分し、マニフェストを履行期限内に担当官へ提出するものとする。